

# セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 子どもの虐待予防事業 体罰禁止法定化後の スウェーデンの取組



2019年8月  
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
国内事業部

## 1979年改正 スウェーデン親子法第6章第1条

「子どもは世話をされ、安全と、質のよいしつけを享受する権利を有する。子どもはその人格と個性を尊重されながら接せられなければならない、体罰にも、その他のいかなる屈辱的な扱いにも、さらされてはならない」

2019年6月法改正で、  
日本はまだ全面禁止国となっていない

# 体罰禁止法定化後の啓発キャンペーン（1）

啓発活動名	実施時期	実施者	対象者	媒体	活動内容
小冊子の全家庭配布	1979年法改正後	法務省	全世帯（60万小冊子部）	小冊子	<p>‘Can you bring up children successfully without smacking and spanking?’（あなたは子どもを叩かずに育てられますか）という16ページの冊子</p> <p>冊子の内容は…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正とその背景</li> <li>・子どもの振る舞いに暴力を用いずに制限を加える方法のアドバイス</li> <li>・子どもの年代ごとの振る舞いの傾向</li> <li>・養育者が子育てで直面するかもしれない衝突について</li> </ul>
牛乳パックでのメッセージ掲載	改正後2ヶ月間	政府、一般企業	一般国民	牛乳パック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子で法律について知ることができるように、また家庭で体罰について話し合いができるように牛乳パックに改正法についての簡単な情報を載せた</li> <li>・小さな女の子が‘私は決して自分の子どもをたたかない’と言っているイラストが描かれていた</li> </ul>
Young speakers			子ども		体罰を含む様々な題材について子ども自身にコンサルテーションをする
Liten（絵本）			子ども	絵本	家庭内暴力の中でどうやって身を守るかという内容
学校の授業で導入	法改正後1979-	政府	子ども	授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰の法改正の議会制定プロセスを授業で扱い、法律の内容も学ぶ</li> <li>・英語の授業で体罰をディスカッショントピックとして取扱う（録音テープでイギリス人男性と女性が子どもに対する体罰を弁明するといった教材を作成）</li> <li>・‘子育てと生活’の授業で体罰禁止法に関して取り扱う</li> </ul>
周産期へのアプローチ	法改正後	法務省	養育者	講座	子どもと妊産婦のクリニックで両親学級と情報を発信（子どもの教育と体罰に関する情報を含む）

## 体罰禁止法定化後の啓発キャンペーン（２）

啓発活動名	実施時期	実施者	対象者	媒体	活動内容
To live with children (Leva med Barn)	1983-現在	政府	養育者	本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ To live with childrenという子どもの養育に関する本では、体罰禁止法制化、子どもの権利、体罰によらないしつけ方法等が書かれている。</li> <li>・ 1983年以降8回の改定を重ね、全ての親に配布され続けている</li> <li>・ 小児科医が執筆者</li> </ul>
子どもオンブズマン制度	1993年以降	Ombudsman for Children	保護者、若者、支援者	3つの短編動画、ガイドライン、パンフレット、教材	子どもの権利に関する保護者、若者、教員向けのマテリアル作成
Get a Grip	2000	政府、BRIS、Save the Children、The Cooperation Group for Immigrant Org.、Young Eagles	10-13歳の子ども（45万3千人）	小冊子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの自尊心を高め、危険を感じたら手助けや助言を求める方法を知らせる</li> <li>・ 子どもの権利に関するラップのCDが学校に教材と共に配布された</li> <li>・ 全国の映画館で上記ラップのミュージックビデオを放映</li> <li>・ CDは2000年に広告協会から金賞受賞</li> </ul>

## 体罰禁止法定化後の啓発キャンペーン（3）

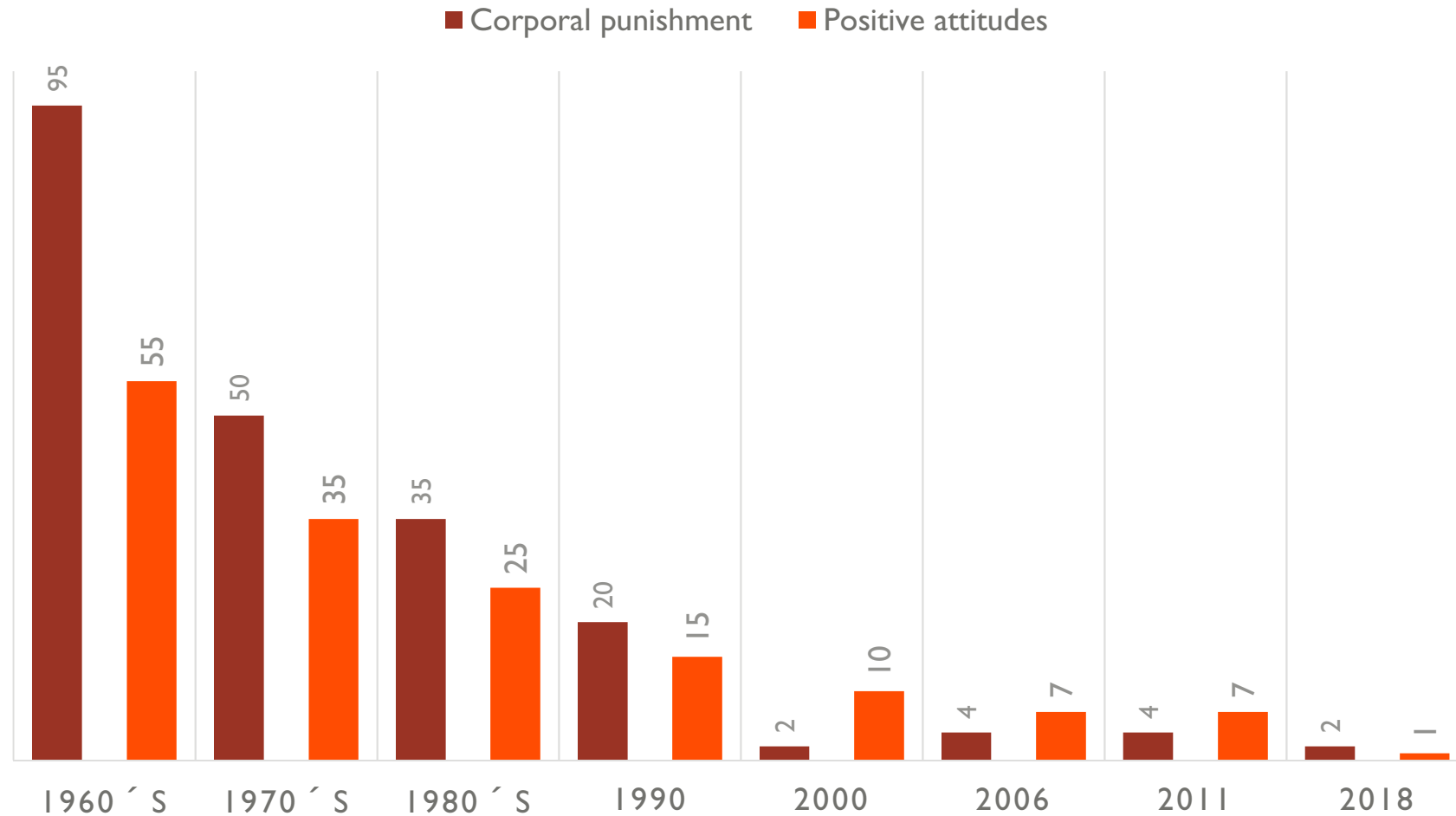
啓発活動名	実施時期	実施者	対象者	媒体	活動内容
Suspecting Child Abuse	2000	Swedish Trade Union, Confederation of Professional Association, Central Organization of Salaried Employees in Sweden	10代以下の子どもと関わる職業者	小冊子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待のサインについて啓発し報告義務を知らせることが目的</li> <li>・7万セットの小冊子が配布された</li> </ul>
A Book For Parent	2001	スウェーデン議会子どもの虐待に関する委員会	養育者	小冊子、動画、教材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6つの体罰や心理的不適切養育に関するストーリー</li> <li>・16の子育てアドバイス、特に問題に関して子どもとしっかり話をすることに重きを置いた内容</li> <li>・50万部のコピーを薬局、子ども保育施設、郵便局を通じて配布</li> <li>・動画や教材も作成された</li> </ul>
Ending Corporal Punishment	2001	厚労省、外務省	一般国民	小冊子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰禁止に関する法改正の歴史と背景の説明</li> <li>・法改正に対する世論（賛成論が主流）</li> </ul>
National Strategy for Child Rights	2010-2013	政府	①支援者 ②養育者	小冊子	<ul style="list-style-type: none"> <li>①虐待を早期発見できる立場にある職種の人に対し、早期発見のためのサインを周知する小冊子を配布</li> <li>②子どもの権利、子どもと養育者の関係、体罰等から守られる権利等についての小冊子を児童オンブズマンを通じて配布、啓発</li> </ul>

# スウェーデンによる啓発キャンペーンの特徴

- 1979年の法改正直後に最も大々的な啓発キャンペーンを実施したが、現在に至るまで継続的に啓発を行っている。
  - 小さい人口規模のため、冊子の全世帯配布、全ての牛乳パックへの啓発広告掲載などが可能であった。
  - 啓発の対象者は養育者、支援者（保健師、医師、保育士、教師等）のみならず、子どもである場合が数多くある。
  - 妊娠期からの継続的な子育てに関する（出産に関する情報のみでない）情報提供がある。
- 1981年 全スウェーデン家庭の90%以上は体罰禁止について認識していた



# スウェーデンにおける体罰に対する意識と実態の変化 (%)



出所：The Ombudsman for Children in Sweden

# スウェーデンの子どもオンブズマン制度

1990年：国連子どもの権利条約批准

1993年：子どもオンブズマン制度設立

- オンブズマンは内閣により任命されるが、独立性のある組織である。
- 子どもオンブズマン法に基づいて活動している。

## 【職務内容】

- スウェーデンの子どもと若者の権利を代弁する。
- 国連子どもの権利条約の履行状況をモニタリングする。
- 法改正を提案する。
- 独自の研究や調査を実施する（毎年政府に対し報告書を提出する義務）。
- 社会のすべてのレベルの政府組織に対話を呼びかける（他政府組織はそれに応じなければならないという権限がオンブズマンに与えられている）。
- 公開討論に参加し、政策提言する。
- 国際的な子どもの権利推進の動きの一端を担う。
- 国連子どもの権利条約に関する情報提供と教育を行う。

出所：The Ombudsman for Children in Sweden



# 子どもオンブズマンによる近年の報告書テーマ

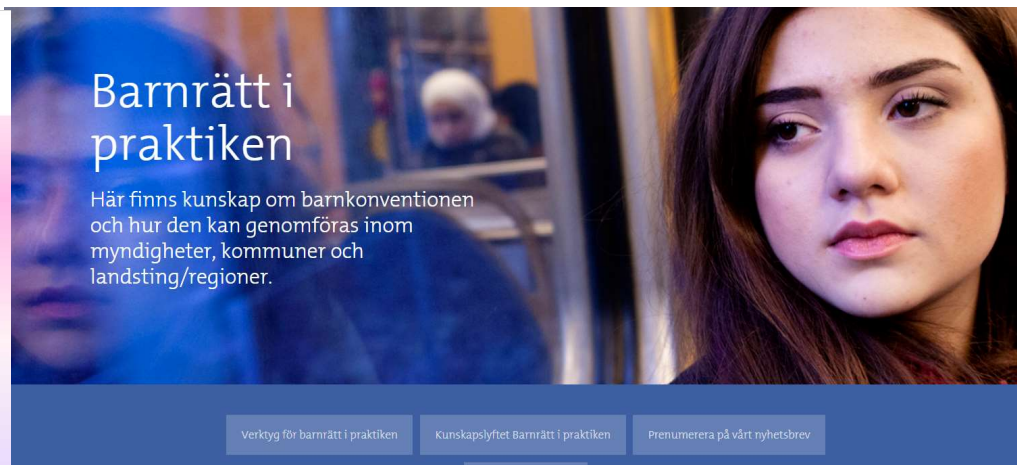


- Locked institutions (2010)
- Residential care/foster homes (2011)
- Domestic violence and abuse (2012)
- Police custody and remand prisons (2013)
- Psychiatric care (2014)
- Bullying and discrimination (2015)
- Children with disabilities (2016)
- Children on the move (2017)
- Children and inequality (2018)

出所：The Ombudsman for Children in Sweden

# 2020年に国連子どもの権利条約を国内法化

- 現在、子ども、学校、幼稚園・保育園、地方自治体、その他政府組織に対し、子どもオンブズマン事務所が集中的に啓発を実施中。
- 啓発においては、Digital conferences、E-ラーニングなどを活用している。
- 子どもへの啓発は教員と協働で既存の学校科目の中で子どもの権利を学べる教材開発をし、それをネット上でダウンロードしてどの教員も活用できる仕組みにしている。



11-sidan/

För pedagoger

出所：The Ombudsman for Children in Sweden

**THANK YOU**



**Save the Children**